

(事業の廃止又は休止)

第三十四条の二十六の十

法第四十一条の二第一項に規定する者であつて、同項の申請に係る法定通所支援(第三十四条の二十六の三に定める種類の通所支援に係るものに限る。)の事業又は介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス(第三十四条の二十六の四に定める種類の居宅サービスに係るものに限る。)の事業、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス(第三十四条の二十六の五に定める種類の介護予防サービスに係るものに限る。)の事業、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス(第三十四条の二十六の六に定める種類の地域密着型サービスに係るものに限る。)の事業若しくは同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス(第三十四条の二十六の七に定める種類の地域密着型介護予防サービスに係るものに限る。)の事業(該指定に係る事業所において行うものに限る。)を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一ヶ月前までに、次に掲げる事項を当該指定を行つた都道府県知事に届け出なければならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に指定障害福祉サービスを受けている者に関する次に掲げる事項

イ 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置

ロ 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き

続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無

ハ 引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスを継続的に提供する他の指定障害福祉サービス事業者名

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

2 | 前項の届出は、児童福祉法第二十一条の五の十九第二項又は介護保険法第七十五条第二項、第七十八条の五第二項若しくは第一百五条の十五第二項の規定による届出の書類の写しを提出することにより行うことができる。

(大都市の特例)

第七十条

令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第三十四条の七	都道府県知事	指定都市の市長	(略)
第三十四条の八			
第三十四条の九第一項から 第四項まで			
第三十四条の十一第一項から 第四項まで			
第三十四条の十二			
第三十四条の十四			
第三十四条の十五			
第三十四条の十六			

(新設)

第三十四条の二十六の十一

令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第三十四条の七	都道府県知事	指定都市の市長	(略)
第三十四条の八			
第三十四条の九			
第三十四条の十一			
第三十四条の十二			
第三十四条の十四			
第三十四条の十五			
第三十四条の十六			

(中核市の特例)

第七十一条 令第五十一条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)		第三十四条の二十二 第三十四条の二十三 第三十四条の二十四 第三十四条の二十五 第三十四条の二十六 第三十四条の二十六の八 第三十四条の三十一 第三十四条の五十七 第三十五条第四項 第三十五条第四項 第六十二条 第六十三条 第六十四条 第六十五条第二項 第六十五条第二項 第六十五条の九の六 第六十五条の九の七 第六十五条の九の九 第六十五条の九の十 第六十六条第二項 別表第九号
(略)	都道府県知事 市町村長 指定都市の市長	第六十二条 第六十三条 第六十四条 第六十五条第二項 第六十五条第二項 第六十五条の九の六 第六十五条の九の七 第六十五条の九の九 第六十五条の九の十 第六十六条第二項 別表第八号 別表第九号
(略)	は、これらの指定に係る申請の書類の写しを提出することにより行わせる	第六十二条 第六十三条 第六十四条 第六十五条第二項 第六十五条第二項 第六十五条の九の六 第六十五条の九の七 第六十五条の九の九 第六十五条の九の十 第六十六条第二項 別表第八号 別表第九号

(中核市の特例)

第七十一条 令第五十一条第二項の規定により、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)		(新設)		
(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	改	正	後
（令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付）			
第九十八条 令第四十一条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。 一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給 二～十一（略）			

（令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付）

第一百六条 令第四十三条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。
一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項（同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む。）の障害児入所医療費の支給
二～八（略）

(令第四十三条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第九百七条 令第四十三条第七項において読み替えて準用する法第百十条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む)の障害児入所医療費の支給

(船員保険法施行規則の一部改正)

第九条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次の表のように改正する。

二〇十 (略)

二〇十 (略)

(令第四十三条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第九百七条 令第四十三条第七項において読み替えて準用する法第百十条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む)の障害児入所医療費の支給

(傍線部分は改正部分)

改	正	後

改	正	前

(傍線部分は改正部分)

第八十六条 令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付

第八十六条 令第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九

第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む)の障害児入所医療費の支給

二〇十二 (略)

(令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第九十六条 令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については、次のとおりとする。

一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む)の障害児入所医療費の支給

二〇八 (略)

2 (略)

(令第十条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第九十七条 令第十条第七項において読み替えて準用する法第七十六条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十九第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む)の障害児入所医療費の支給

二〇十 (略)

2 (略)

(令第十条第七項の厚生労働省令で定める医療に関する給付)

第九十七条 令第十条第七項において読み替えて準用する法第七十六条第四項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、次のとおりとする。

一 児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第二項の医療に係る療育の給付又は同法第二十一条の五の二十八第一項の肢体不自由児通所医療費若しくは同法第二十四条の二十第一項(同法第二十四条の二十四第二項において適用する場合を含む)の障害児入所医療費の支給

二〇十 (略)

人口動態調査令施行細則の一部改正
第十条 人口動態調査令施行細則（昭和二十三年厚生省令第六号）の一部を次のように改正する。
様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第6条関係）

数字記入例 〇 1 2 3 4 5 6 7 8 9		人口動態調査死亡票 ②		統計法に基づく 基幹統計調査 <small>政府統計</small>			
市区町村符号及び保健所符号		支所 保健所	事件簿番号	平成 年 月 日 市区町村受付			
				平成 年 月 日 保健所受付			
				照会			
(1) 氏名		(3) 生年月日	(4) 死亡したとき				
		年 月 日 午前 午後 時 分	年 月 日 午前 午後 時 分		死したと不詳		
(2) 男女別		(6) 日本 外国 不詳	都道府県 市、郡、特別区 町、村、指定都市の区又は総合区				
(5) 死亡した人の住所		届市出区地と町外の村	市区町村符号	指定都市の町、字、丁目、番地、番号、アパート・マンション、様方			
(7) 死亡した人の国籍		日本 韓国 中国 フィリピン タイ 米国 英国 ブラジル ベルギー その他 不詳	(8)(9) 死亡した人の夫または妻	いる 満□□□歳	いない(未婚 死別 離別) 不詳		
(10) 死亡したときの世帯の主な仕事		1農業 2自営 3勤工 4勤社 5その他 6無職	(11) 死亡したときの職業・産業	(12)(13) 死亡したところの種別	1病院 2診療所 3介護施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他 施設の名称		
原死因符号		外因の状況符号	発生したところ符号	傷害発生したところ符号	母側符号		
(14) 死亡の原因		(ア) 直接死因				発病(発症)又は受傷から死亡までの期間	
		(イ) (ア)の原因					
		(ウ) (イ)の原因					
		(エ) (ウ)の原因					
		II ほぼ隠しに影響を及ぼす疾病名等					
手術		1無 2有	部位及び主要所見	手術年月日 平成 昭和 年 月 日	解剖	1無 2有	主要所見
(15) 死因の種類		1病死・自然死 2交通 3転倒 4落水 5火災 6窒息 7中毒 8その他 9自殺 10他殺 11不詳 12不詳	不慮の外因死	出生時体重	単胎・多胎の別	妊娠週数	
(16) 外因死の追加事項		平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分	17 1年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重 g 不詳	1単胎 2多胎 (□子中第□子)	満□□週	不詳
		1住居 2工場及び建築現場 3道路 4その他()	母の生年月日	3不詳			
		都道府県 市 郡 区町村	年 月 日		前回までの妊娠の結果	出生児 22歳以上後の死産児	
(19) 施設の所在地又は医師の住所及び氏名		住所 丁目 番地 号	確認欄	備考欄			

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。